

令和7年11月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、旅費に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

(ア) 区長 127万0,200円 → 131万8,500円（48,300円）

(イ) 副区長 102万8,000円 → 106万7,100円（39,100円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

(ア) 区長 年間3.60月 → 年間3.65月（0.05月）

(イ) 副区長 年間3.60月 → 年間3.65月（0.05月）

改定① 令和7年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
（単位：月）

	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
6月期	1.80	1.80 （変更なし）	1.825 （0.025）
12月期	1.80	1.85 （0.05）	1.825 （0.025）

ウ 旅費の見直しに係る規定の整備（第3条第2項及び別表第2）

(ア) 車賃からその他の交通費への名称の改正

(イ) 宿泊料の見直し

a 宿泊料から宿泊費への名称の改正

b 定額支給から上限付実費支給への変更

(ウ) 渡航手数料から渡航雑費への名称の改正

(エ) 日当、旅行雑費及び食卓料の廃止

(オ) 包括宿泊費及び宿泊手当の新設

(カ) その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、令和8年4月1日

イ 適用日 (2)ア及びウについては、令和7年4月1日

2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、旅費に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

93万9,400円 → 97万5,100円（35,700円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

年間3.60月 → 年間3.65月（0.05月）

改定① 令和7年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
（単位：月）

	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月期	1.80	1.80 (変更なし)	1.825 (0.025)
12月期	1.80	1.85 (0.05)	1.825 (0.025)

ウ 旅費の見直しに係る規定の整備（第3条第2項及び別表第2）

(ア) 車賃からその他の交通費への名称の改正

(イ) 宿泊料の見直し

a 宿泊料から宿泊費への名称の改正

b 定額支給から上限付実費支給への変更

(ウ) 渡航手数料から渡航雑費への名称の改正

(エ) 日当、旅行雑費及び食卓料の廃止

(オ) 包括宿泊費及び宿泊手当の新設

(カ) その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、令和8年4月1日

イ 適用日 (2)ア及びウについては、令和7年4月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 議員報酬月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、費用弁償に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 議員報酬月額の改定（別表）

- (ア) 議長 93万3,400円 → 96万8,900円（35,500円）
- (イ) 副議長 80万0,000円 → 83万0,400円（30,400円）
- (ウ) 委員長 65万6,500円 → 68万1,400円（24,900円）
- (エ) 副委員長 62万9,100円 → 65万3,000円（23,900円）
- (オ) 議員 60万6,600円 → 62万9,700円（23,100円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第8条第2項）

年間3.50月 → 年間3.55月（0.05月）

改定① 令和7年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
（単位：月）

	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月期	1.75	1.75 (変更なし)	1.775 (0.025)
12月期	1.75	1.80 (0.05)	1.775 (0.025)

ウ 費用弁償の見直しに係る規定の整備（第7条第3項）

- (ア) 車賃からその他の交通費への名称の改正
- (イ) 宿泊料の見直し
 - a 宿泊料から宿泊費への名称の改正
 - b 定額支給から上限付き実費支給への変更
- (ウ) 渡航手数料から渡航雑費への名称の改正
- (エ) 日当、旅行雑費及び食卓料の廃止
- (オ) 包括宿泊費及び宿泊手当の新設

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、令和8年4月1日

イ 適用日 (2)ア及びウについては、令和7年4月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(一)～(三)）
 公民較差の解消（14,860円、3.80%）に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第26条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.50月 → 2.525月（0.025月）

管理職員 年間2.15月 → 2.175月（0.025月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.40月 → 1.425月（0.025月）

管理職員 年間1.225月 → 1.25月（0.025月）

改定① 令和7年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.25	1.25 (変更なし)	1.2625 (0.0125)
		12月期	1.25	1.275 (0.025)	1.2625 (0.0125)
	管理職員	6月期	1.075	1.075 (変更なし)	1.0875 (0.0125)
		12月期	1.075	1.10 (0.025)	1.0875 (0.0125)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.70	0.70 (変更なし)	0.7125 (0.0125)
		12月期	0.70	0.725 (0.025)	0.7125 (0.0125)
	管理職員	6月期	0.6125	0.6125 (変更なし)	0.625 (0.0125)
		12月期	0.6125	0.6375 (0.025)	0.625 (0.0125)

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第２７条第２項及び第３項）

(7) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間２．３５月 → ２．３７５月（０．０２５月）

管理職員 年間２．７０月 → ２．７２５月（０．０２５月）

(4) 定年前提任用短時間勤務職員

一般職員 年間１．１５月 → １．１７５月（０．０２５月）

管理職員 年間１．３２５月 → １．３５月（０．０２５月）

改定① 令和７年１２月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和８年度以後に支給する勤勉手当（６月及び１２月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	６月期	１．１７５	１．１７５ (変更なし)	１．１８７５ (０．０１２５)
		１２月期	１．１７５	１．２０ (０．０２５)	１．１８７５ (０．０１２５)
	管理職員	６月期	１．３５	１．３５ (変更なし)	１．３６２５ (０．０１２５)
		１２月期	１．３５	１．３７５ (０．０２５)	１．３６２５ (０．０１２５)
定年前提任用短時間勤務職員	一般職員	６月期	０．５７５	０．５７５ (変更なし)	０．５８７５ (０．０１２５)
		１２月期	０．５７５	０．６０ (０．０２５)	０．５８７５ (０．０１２５)
	管理職員	６月期	０．６６２５	０．６６２５ (変更なし)	０．６７５ (０．０１２５)
		１２月期	０．６６２５	０．６８７５ (０．０２５)	０．６７５ (０．０１２５)

エ 初任給調整手当の限度額の改定（第１０条の２）

医師、歯科医師等に係る初任給調整手当の限度額を引き上げる。

３１万５，２００円 → ３２万６，９００円

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②及びウ改定②については、令和８年４月１日

イ 適用日 (2)ア及びエについては、令和７年４月１日

5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 期末手当の支給月数の引上げ（第16条第2項及び第30条第2項）

(ア) フルタイム会計年度任用職員 2. 50月→2. 525月（0. 025月）

(イ) パートタイム会計年度任用職員 2. 50月→2. 525月（0. 025月）

改定① 令和7年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計 年度任用職員	6月	1. 25	1. 25 (変更なし)	1. 2625 (0. 0125)
	12月	1. 25	1. 275 (0. 025)	1. 2625 (0. 0125)
パートタイム会 計年度任用職員	6月	1. 25	1. 25 (変更なし)	1. 2625 (0. 0125)
	12月	1. 25	1. 275 (0. 025)	1. 2625 (0. 0125)

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第16条の2第2項及び第30条の2第2項）

(ア) フルタイム会計年度任用職員 2. 35月→2. 375月（0. 025月）

(イ) パートタイム会計年度任用職員 2. 35月→2. 375月（0. 025月）

改定① 令和7年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計 年度任用職員	6月	1. 175	1. 175 (変更なし)	1. 1875 (0. 0125)
	12月	1. 175	1. 20 (0. 025)	1. 1875 (0. 0125)
パートタイム会 計年度任用職員	6月	1. 175	1. 175 (変更なし)	1. 1875 (0. 0125)
	12月	1. 175	1. 20 (0. 025)	1. 1875 (0. 0125)

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴う引用条文の整備（別表備考）

「第27条第10項」 → 「第27条第11項」

(3) 施行期日 (2)ア改定①及びイ改定①については公布の日、(2)ア改定②、イ改定②及びウについては令和8年4月1日

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一）

公民較差の解消（14,860円、3.80％）に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第27条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.50月 → 2.525月（0.025月）

管理職員 年間2.15月 → 2.175月（0.025月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.40月 → 1.425月（0.025月）

管理職員 年間1.225月 → 1.25月（0.025月）

改定① 令和7年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.25	1.25 (変更なし)	1.2625 (0.0125)
		12月期	1.25	1.275 (0.025)	1.2625 (0.0125)
	管理職員	6月期	1.075	1.075 (変更なし)	1.0875 (0.0125)
		12月期	1.075	1.10 (0.025)	1.0875 (0.0125)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.70	0.70 (変更なし)	0.7125 (0.0125)
		12月期	0.70	0.725 (0.025)	0.7125 (0.0125)
	管理職員	6月期	0.6125	0.6125 (変更なし)	0.625 (0.0125)
		12月期	0.6125	0.6375 (0.025)	0.625 (0.0125)

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条第2項及び第3項）

(7) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.35月 → 2.375月（0.025月）

管理職員 年間2.70月 → 2.725月（0.025月）

(4) 定年前提任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.15月 → 1.175月（0.025月）

管理職員 年間1.325月 → 1.35月（0.025月）

改定① 令和7年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和8年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.175	1.175 (変更なし)	1.1875 (0.0125)
		12月期	1.175	1.20 (0.025)	1.1875 (0.0125)
	管理職員	6月期	1.35	1.35 (変更なし)	1.3625 (0.0125)
		12月期	1.35	1.375 (0.025)	1.3625 (0.0125)
定年前提任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.575	0.575 (変更なし)	0.5875 (0.0125)
		12月期	0.575	0.60 (0.025)	0.5875 (0.0125)
	管理職員	6月期	0.6625	0.6625 (変更なし)	0.675 (0.0125)
		12月期	0.6625	0.6875 (0.025)	0.675 (0.0125)

エ その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、エについては令和8年1月1日、(2)イ改定②及びウ改定②については令和8年4月1日

イ 適用日 (2)アについては、令和7年4月1日